

橋本周辺広域市町村圏組合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例

平成 11 年 7 月 30 日

条 例 第 1 6 号

改正 平成 13 年 3 月 1 日 条例第 1 号 平成 22 年 8 月 17 日 条例第 4 号

(介護認定審査会の委員の定数)

第 1 条 橋本周辺広域市町村圏組合介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、60 人以内とする。

(規則への委任)

第 2 条 法令及びこの条例に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(介護保険の実施のために必要な準備)

第 3 条 認定審査会は、この条例の施行日前においても、介護保険の実施のために必要な審査及び判定の業務を行うことができる。

附 則

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 1 日条例第 1 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 8 月 17 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。